

同窓会費・会則について

同窓会は基本的に年に2回、総会・新会員歓迎会（6月頃）と20歳を祝う会（2月頃）を行っており各会にてお持ち帰り用のお茶菓子代金500円をいただいております。

また、会費は入会時に6,000円をいただいております。

6,000円の主な使い道は、5,000円程度を皆様のお子様が二十歳を迎えるときの「20歳を祝う会」で使わせていただきます。残りの1,000円については、毎年のご案内を送付する通信費にあてています。

「20歳を祝う会」の5,000円の内訳は、記念品・コサージュ代約4,500円、写真プリント代・送料約500円です。「20歳を祝う会」を欠席された二十歳の会員にも記念品等を宅配便等でお送りしております。

東京都立足立特別支援学校同窓会会則

- 第1条（名称） 本会は東京都立足立特別支援学校同窓会と称する。
- 第2条（会員） 本会は東京都立足立特別支援学校を卒業したものをもちて会員とする。
（卒業生・保護者）
- 第3条（事務局） 本会の事務局は東京都立足立特別支援学校におく。
（住所 東京都足立区花畑7丁目23-15）
- 第4条（目的） 本会は会員相互の親睦をはかり、生活の豊かさを図る目的とする。
- 第5条（役員） 本会は12名の役員をおく。役員の構成は、新規役員（新規卒業の役員）及び前年度加入の会員の各々6名で構成する。
- 第6条（役員の任務） 役員は、会長・会計・会計監査・書記その他必要と思われるものとし役員間で互選する。
- 第7条（役員の選出と任期） 役員は総会で決定する。その任期は1年とし再選を妨げない。
- 第8条（総会） 本会の総会は年1回開くものとする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は会長が召集する。
- 第9条（行事） 本会は次の行事を行う。総会・成人を祝う会・その他
- 第10条（会費） 本会の会員となるとき（卒業時）会費として6,000円納める。会費を納めることより終身会員となることができる。
- 第11条（名誉会長） 本会には名誉会長をおく。名誉会長は東京都立足立特別支援学校の現職校長とする。
- 第12条（顧問） 本会には顧問をおく。顧問は東京都立足立特別支援学校の職員で構成する。
- 第13条（会計） その他、役員会が必要と認めたときは役員会の責任において出納を行う。
- 第14条（会則改正） 会則の改正は総会において行う。
- 第15条（会則施行） 本会則は、平成22年5月16日より施行する。